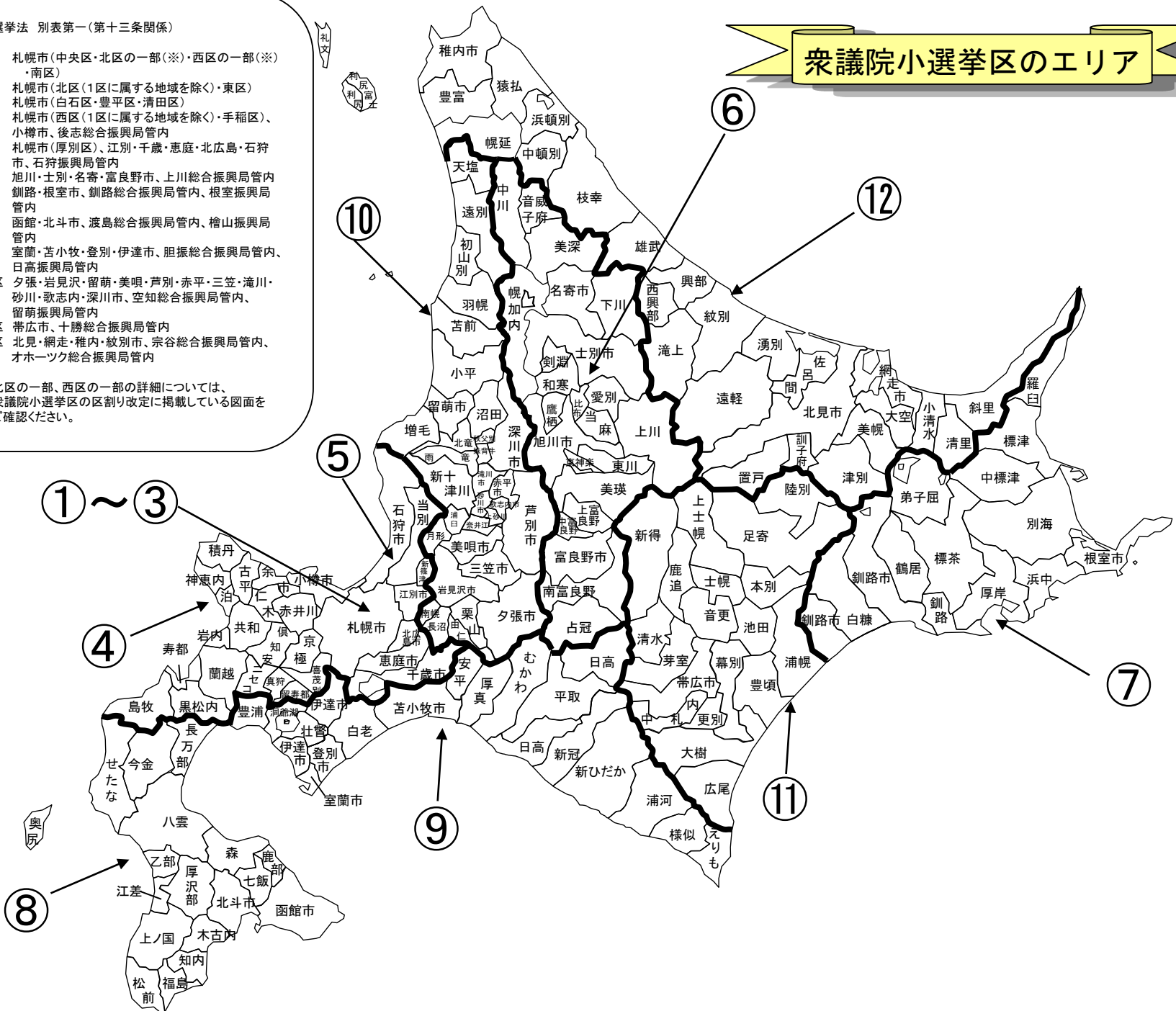


公職選挙法 別表第一(第十三条関係)

- 第1区 札幌市(中央区・北区の一部(※)・西区の一部(※)・南区)
- 第2区 札幌市(北区(1区に属する地域を除く)・東区)
- 第3区 札幌市(白石区・豊平区・清田区)
- 第4区 札幌市(西区(1区に属する地域を除く)・手稲区)、小樽市、後志総合振興局管内
- 第5区 札幌市(厚別区)、江別・千歳・恵庭・北広島・石狩市、石狩振興局管内
- 第6区 旭川・士別・名寄・富良野市、上川総合振興局管内
- 第7区 釧路・根室市、釧路総合振興局管内、根室振興局管内
- 第8区 函館・北斗市、渡島総合振興局管内、檜山振興局管内
- 第9区 室蘭・苫小牧・登別・伊達市、胆振総合振興局管内、日高振興局管内
- 第10区 夕張・岩見沢・留萌・美唄・芦別・赤平・三笠・滝川・砂川・歌志内・深川市、空知総合振興局管内、留萌振興局管内
- 第11区 帯広市、十勝総合振興局管内
- 第12区 北見・網走・稚内・紋別市、宗谷総合振興局管内、オホーツク総合振興局管内

(※)北区の一部、西区の一部の詳細については、衆議院小選挙区の区割り改定に掲載している図面をご確認ください。

衆議院小選挙区のエリア



① ~ ③

④

⑤

⑩

⑥

⑫

⑦

⑧

⑨

⑪